

令和8年度盛岡市一般廃棄物処理実施計画

第1章 基本的事項

1 計画の目的

令和8年度盛岡市一般廃棄物処理実施計画（以下「本計画」という。）は、「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月策定、令和4年3月中間見直し）の目標を達成するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和8年度における一般廃棄物の処理計画量、施策等について定めるものです。

2 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

3 一般廃棄物処理の実施主体

盛岡市内各地域における一般廃棄物処理の実施主体は、次のとおりとします。

区分	処理区域	処理区分		
		収集運搬	中間処理	最終処分
ごみ	盛岡地域	市		
	都南地域	盛岡・紫波地区環境施設組合		
	玉山地域	市	岩手・玉山環境組合	市

区分	処理区域	処理区分		
		収集運搬	中間処理	最終処分
し尿・浄化槽汚泥	盛岡地域	盛岡地区衛生処理組合		
	都南地域	盛岡地区衛生処理組合		
	玉山地域	盛岡北部行政事務組合		

4 一般廃棄物の処理主体

市内各地域における一般廃棄物の処理主体は、次に掲げるとおりとします。

なお、処理主体として掲げる者がその処理を他の者に委託した場合は、当該処理を受託した者を含むものとします。

■ 盛岡地域

区分	処理区分		
	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	市、排出者、許可業者	市 ^{注1}	市
事業系ごみ	排出者、許可業者	市	市
犬・猫等の死体	市 ^{注2} 、排出者	市	市
し尿	許可業者	盛岡地区衛生処理組合	盛岡地区衛生処理組合
浄化槽汚泥	許可業者	盛岡地区衛生処理組合	盛岡地区衛生処理組合

注1 プラスチック製容器包装・紙製容器包装は、盛岡・紫波地区環境施設組合に委託している。

注2 飼い主不明の路上等の死体に限る。

■ 都南地域

区分	処理区分		
	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	盛岡・紫波地区環境施設組合、排出者、許可業者	盛岡・紫波地区環境施設組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
事業系ごみ	排出者、許可業者	盛岡・紫波地区環境施設組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
犬・猫等の死体	盛岡・紫波地区環境施設組合 ^注 、市 ^注 、排出者	盛岡・紫波地区環境施設組合	盛岡・紫波地区環境施設組合
し尿	許可業者	盛岡地区衛生処理組合	盛岡地区衛生処理組合
浄化槽汚泥	許可業者	盛岡地区衛生処理組合	盛岡地区衛生処理組合

注 飼い主不明の路上等の死体に限る。

■ 玉山地域

区分	処理区分		
	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭ごみ	市、排出者、許可業者	岩手・玉山環境組合 ^{注1}	市
事業系ごみ	排出者、許可業者	岩手・玉山環境組合	市
犬・猫等の死体	市 ^{注2} 、排出者	岩手・玉山環境組合	市
し尿	盛岡北部行政事務組合	盛岡北部行政事務組合	盛岡北部行政事務組合
浄化槽汚泥	盛岡北部行政事務組合	盛岡北部行政事務組合	盛岡北部行政事務組合

注1 プラスチック製容器包装は、盛岡・紫波地区環境施設組合に委託している。

注2 飼い主不明の路上等の死体に限る。

第2章 ごみ処理実施計画

1 ごみの排出量等の計画量

(1) 盛岡市一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月策定、令和4年3月中間見直し）における目標値

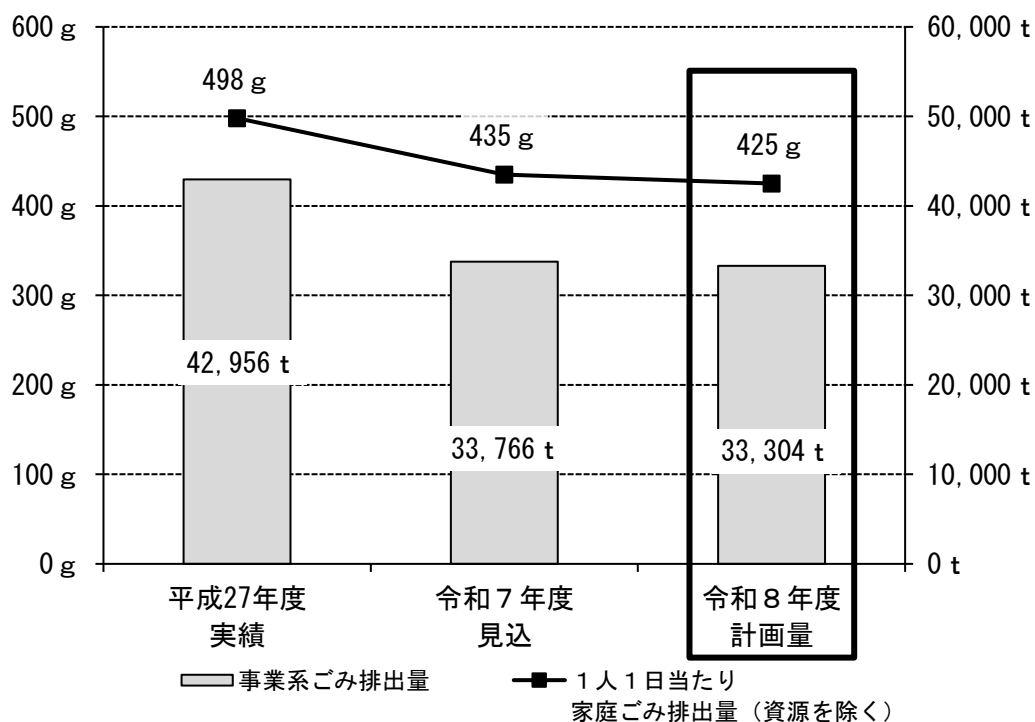
■ 計画目標年度（令和8年度）までの数値目標（平成27年度実績比）

- ・ 1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く。）を約11%（約55g）減量します。
- ・ 事業系ごみの排出量を約11%（約4,900t）減量します。

(2) 令和8年度計画量

指標	目指す方向	平成27年度実績	令和7年度見込	令和8年度計画量 ^注	令和8年度基本計画目標値
1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源を除く）	↓	498 g	435 g	425 g	443 g
事業系ごみ排出量	↓	42,956 t	33,766 t	33,304 t	38,088 t

注 令和8年度計画量は、近年の排出傾向や令和8年度に実施する施策による減量・資源化予想等に基づき算出した。



(3) 本市全域及び地域別の令和8年度計画量

※ 数値の四捨五入により、内数の合計と各排出量、地域別の内数と全域の合計が一致しない場合がある。

■ 全域

区分	ごみの種類		種類ごとの排出量	区分ごとの排出量		総排出量 (排出量 ^注)
家庭 ごみ	ごみ	可燃ごみ	39,231 t	42,623 t	53,604 t	86,908 t (84,330 t)
		不燃系ごみ	3,392 t			
	資源	行政回収	8,403 t	10,981 t		
		資源集団回収	2,578 t			
事業系 ごみ	可燃ごみ		30,301 t	33,304 t		
	不燃系ごみ		2,546 t			
	資源		457 t			

注 排出量 (84,330 t) は、資源集団回収を含まない量

■ 盛岡地域

区分	ごみの種類		種類ごとの排出量	区分ごとの排出量		総排出量 (排出量 ^注)	
家庭 ごみ	ごみ	可燃ごみ	30,886 t	33,451 t	41,518 t	68,684 t (66,632 t)	
		不燃系ごみ	2,565 t				
	資源	行政回収		6,015 t			8,067 t
		びん		1,117 t			
		缶		341 t			
		ペットボトル		693 t			
		スプレー缶・カセットボンベ		45 t			
		プラスチック製容器包装		1,591 t			
		紙製容器包装		21 t			
		古紙		2,106 t			
		乾電池		65 t			
		蛍光管		14 t			
		小型家電		22 t			
		水銀使用廃製品		1 t			
資源集団回収		2,051 t					
事業系 ごみ	可燃ごみ		24,277 t	27,166 t			
	不燃系ごみ		2,534 t				
	資源		355 t				

注 排出量 (66,632 t) は、資源集団回収を含まない量

■ 都南地域

区分	ごみの種類		種類ごとの排出量	区分ごとの排出量		総排出量 (排出量 ^注)
家庭 ごみ	ごみ	可燃ごみ	6,520 t	7,197 t	9,761 t	14,558 t (14,085 t)
		不燃系ごみ	677 t			
	資源	行政回収	2,092 t	2,564 t		
		生ごみ	886 t			
		びん、缶、蛍光管・電球	369 t			
		古紙・ペットボトル	355 t			
		プラスチック製容器包装	268 t			
		紙製容器包装	56 t			
		段ボール・古着	155 t			
		小型家電	2 t			
資源集団回収		472 t				
事業系 ごみ	可燃ごみ	4,726 t	4,797 t			
	不燃系ごみ	—				
	資源	71 t				

注 排出量 (14,085 t) は、資源集団回収を含まない量

■ 玉山地域

区分	ごみの種類		種類ごとの排出量	区分ごとの排出量		総排出量 (排出量 ^注)
家庭 ごみ	ごみ	可燃ごみ	1,826 t	1,973 t	2,323 t	3,664 t (3,610 t)
		不燃系ごみ	147 t			
	資源	行政回収	296 t	350 t		
		びん	69 t			
		缶	15 t			
		ペットボトル	34 t			
		プラスチック製容器包装	69 t			
		白色トレイ	1 t			
		紙パック	2 t			
		古紙類	108 t			
小型家電		1 t				
資源集団回収	54 t					
事業系 ごみ	可燃ごみ	1,299 t	1,341 t			
	不燃系ごみ	12 t				
	資源	30 t				

注 排出量 (3,610 t) は、資源集団回収を含まない量

2 収集運搬計画並びに中間処理及び最終処分計画

(1) 収集運搬計画

市内各地域における家庭ごみ等の収集区分、収集頻度、収集方法等、収集運搬体制及び処理計画量は、次のとおりとします。

■ 盛岡地域

収集区分	収集頻度	収集方法等	収集運搬体制		処理計画量	
			直営	委託		
家庭ごみ	可燃ごみ	週に2回 (一部地区 週に1回)	ステーション方式	○	○	30,886 t
	不燃ごみ	月に2回 (一部地区 週に1回)	ステーション方式	○	○	2,411 t
	粗大ごみ	申込制(有料)	戸別収集	○	—	154 t
	びん、缶、ペットボトル	月に2回 (一部地区 週に1回)	ステーション方式	○	○	2,151 t
	スプレー缶・カセットボンベ	週に2回 (一部地区 週に1回)	ステーション方式	○	○	45 t
	プラスチック製容器包装	週に1回	ステーション方式	○	○	1,591 t
	紙製容器包装	4週に1回 (一部地区 週に1回)	拠点方式	○	○	21 t
	古紙(新聞、段ボール、雑誌・その他の紙)	月に1回 (一部地区 週に1回)	ステーション方式	○	○	2,106 t
	乾電池	2週に1回	拠点方式	—	○	65 t
	蛍光管	2週に1回	拠点方式	—	○	14 t
	小型家電	4週に1回	拠点方式	—	○	22 t
	水銀使用廃製品	随時	拠点方式	○	—	1 t
犬、猫等の死体	随時	路上等からの収集	—	○	—	

■ 都南地域

収集区分	収集頻度	収集方法等	収集運搬体制		処理計画量	
			直営	委託		
家庭ごみ	燃やせるごみ	週に2回	ステーション方式	—	○	6,520 t
	大形・不燃ごみ 小型充電式電池	月に1回	ステーション方式	—	○	677 t
	生ごみ	週に2回 (一部地区収集なし)	ステーション方式	—	○	886 t
	空カン、空ビン 蛍光管・電球	月に2回	ステーション方式	—	○	369 t
	古紙・ペットボトル(新聞、雑誌、紙パック)	月に2~3回	ステーション方式	—	○	355 t
	段ボール、古着	月に1回	ステーション方式	—	○	155 t
	紙製容器包装	月に2回	ステーション方式	—	○	56 t
	プラスチック製容器包装	週に1回	ステーション方式	—	○	268 t
	小型家電	月に1回	拠点方式	—	○	2 t
	有害・危険ごみ、乾電池	随時	ステーション方式	—	○	—
犬、猫等の死体	随時	路上等からの収集	○	○	—	

■ 玉山地域

収集区分	収集頻度	収集方法等	収集運搬体制		処理計画量	
			直営	委託		
家庭ごみ	燃えるごみ	週に2回	ステーション方式	—	○	1,826 t
	燃えないごみ	月に1回	ステーション方式	—	○	91 t
	粗大ごみ	3か月に1回	ステーション方式	—	○	48 t
	危険ごみ	月に1回	ステーション方式	—	○	9 t
	缶、びん、ペットボトル	月に1回 (一部地域 月に2回)	ステーション方式	—	○	118 t
	古紙(新聞、段ボール、雑誌類雑がみ)	月に1回 (一部地域 月に2回)	ステーション方式	—	○	108 t
	紙パック・白色トレイ	月に1回 (一部地域 月に2回)	ステーション方式	—	○	3 t
	プラスチック製容器包装	週に1回	ステーション方式	—	○	69 t
	小型家電	月に1回	拠点方式	○	—	1 t
犬、猫等の死体	随時	路上等からの収集	○	—	—	

市内各地域における事業者が排出するごみの収集運搬方法及び処理計画量は、次のとおりとします。

■ 盛岡地域

区分	収集運搬方法	処理計画量 ^{注1}
可燃ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者が収集運搬	24,277 t
不燃系ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者が収集運搬	2,534 t
資源	排出事業者が自ら運搬又は許可業者等 ^{注2} が収集運搬	355 t

注1 市施設への搬入量

注2 盛岡市が許可した一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者及び法第7条第1項に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者

■ 都南地域

区分	収集運搬方法	処理計画量 ^{注1}
可燃ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者が収集運搬	4,726 t
不燃系ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者が収集運搬	—
資源	排出事業者が自ら運搬又は許可業者等 ^{注2} が収集運搬	71 t

注1 盛岡・紫波地区環境施設組合の施設への搬入量

注2 盛岡・紫波地区環境施設組合が許可した一般廃棄物(ごみ)収集運搬業者及び法第7条第1項に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者

■ 玉山地域

区分	収集運搬方法	処理計画量 ^{注1}
可燃ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者が収集運搬	1,299 t
不燃系ごみ	排出事業者が自ら運搬又は許可業者が収集運搬	12 t
資源	排出事業者が自ら運搬又は許可業者等 ^{注2} が収集運搬	30 t

注1 岩手・玉山環境組合の施設への搬入量

注2 盛岡市が許可した一般廃棄物（ごみ）収集運搬業者及び法第7条第1項に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者

(2) 中間処理及び最終処分計画

市内各地域におけるごみの中間処理及び最終処分の計画量は、次のとおりとします。

■ 盛岡地域

区分	施設名	所在地	処理形式	処理能力	処理計画量
焼却処理	盛岡市クリーンセンター ごみ焼却施設 ^注	盛岡市上田字小 鳥沢148番地25	全連続燃焼式 機械炉	405 t / 24 h (135 t / 24 h × 3 炉)	58,331 t
破砕処理	盛岡市リサイクルセンター 粗大ごみ処理施設	盛岡市川又字大 日向32番地 5	破砕圧縮併用 処理	60 t / 5 h	5,153 t
資源化処理	盛岡市リサイクルセンター 資源ごみ分別施設	盛岡市川又字大 日向32番地 5	手選別・機械 選別併用処理	28 t / 5 h	2,551 t

注 焼却処理に伴い発生する熱エネルギーの余熱を利用し発電（発電能力 1,570kWh）を行い、盛岡市クリーンセンター施設内の電力として使用するとともに、余熱利用健康増進センター「ゆびあす」の温水プールや浴場の熱源として利用する。

区分	施設名	所在地	処理形式	埋立容量	処理計画量
埋立処分	盛岡市リサイクルセンター 廃棄物処分場	盛岡市川又字大 日向32番地 5	セル方式	1,017,050m ³	8,905 t

■ 都南地域

区分	施設名	所在地	処理形式	処理能力	処理計画量
焼却処理	盛岡・紫波地区環境施設 組合 ごみ焼却施設	紫波郡矢巾町大 字西徳田第12地 割168番地 2	高温ガス化直 接熔融炉	160 t / 24 h (80 t / 24 h × 2 炉)	11,993 t
資源化処理	盛岡・紫波地区環境施設 組合 不燃物処理資源化設備	紫波郡矢巾町大 字西徳田第12地 割168番地 2	手選別・機械 選別併用処理	20 t / 日	1,576 t
資源化処理	盛岡・紫波地区環境施設 組合 容器包装リサイクル推進 施設	紫波郡矢巾町大 字西徳田第12地 割168番地 2	選別及び圧縮 ・梱包方式	30 t / 5 h	2,005 t ^注
資源化処理	盛岡・紫波地区環境施設 組合 リサイクルコンポストセ ンター	紫波郡矢巾町大 字西徳田第12地 割168番地 2	スクープ式堆 積発酵処理	20 t / 日	938 t

注 盛岡地域のプラスチック製容器包装・紙製容器包装、玉山地域のプラスチック製容器包装の処理を含む。

区分	施設名	所在地	処理形式	埋立容量	処理計画量
埋立処分	盛岡・紫波地区環境施設組合 一般廃棄物最終処分場	紫波郡矢巾町大字東徳田第14地割39番地3	セル&サンドイッチ方式	69,190m ³	856 t

備考 都南地域のごみの中間処理及び最終処分は、盛岡・紫波地区環境施設組合が主体となり実施する。

■ 玉山地域

区分	施設名	所在地	処理形式	埋立容量	処理計画量
焼却処理	岩手・玉山環境組合 ごみ焼却施設	盛岡市寺林字平森54番地54	機械化バッチ 燃焼式	28 t / 8 h (14 t / 8 h × 2 炉)	3,161 t
破碎処理	岩手・玉山環境組合 粗大ごみ処理施設	盛岡市寺林字平森54番地54	堅型回転式破 碎処理	8 t / 5 h	150 t
資源化処理	岩手・玉山環境組合 リサイクルセンター	盛岡市寺林字平森54番地54	手選別・機械 選別併用処理	9.3 t / 5 h	128 t

区分	施設名	所在地	処理形式	埋立容量	処理計画量
埋立処分	玉山廃棄物処分場	盛岡市門前寺字越戸76番地106	サンドイッチ 方式	37,100m ³	505 t

備考 玉山地域のごみの中間処理は、岩手・玉山環境組合が主体となり実施する。

(3) その他必要な事項

ア 一般廃棄物収集運搬業許可

市が行う盛岡地域及び玉山地域の一般廃棄物収集運搬業許可については、令和8年度の事業系ごみ計画量（28,507 t / 年）に対し、現行の許可業者で十分な処理能力を有していることから、令和8年度は原則として新規許可を行わないものとします。ただし、今後のごみの排出量の変動や、ごみの減量及び資源化、災害廃棄物対策等の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

イ 一般廃棄物処分業許可

市が行う盛岡地域及び玉山地域の一般廃棄物処分業許可については、現行の体制で適正処理がなされているため、令和8年度は原則として新規許可を行わないものとします。ただし、今後のごみの排出量の変動への対応やごみの減量及び資源化、災害廃棄物対策等の観点から必要と認められる場合は、この限りではありません。

ウ 感染性一般廃棄物の処理

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和5年5月環境省）」に基づき、適正に処理を行います。

3 ごみの減量、資源化及び適正処理のために実施する施策及び取組内容

(1) 重点施策（令和8年度）

ア 家庭ごみ

施策等	取組内容
<p>ごみの減量・資源化の取組についての情報収集 （家庭ごみの地区別の排出状況に合わせた細やかな周知啓発）</p>	<p>・地区別収集データを活用した分析・検証の実施</p>
	<p>コミュニティ推進地区単位の排出量データ（ごみ・資源の品目別）から1人当たりの排出量を把握し、地区ごとの状況把握を継続して行います。</p> <p>また、該当地区の組成分析結果、資源集団回収量、小売店における店頭回収量のデータ等を活用し、地区ごとの排出傾向等の分析・検証を行い、地区の状況に適した効果的な周知啓発につなげます。</p>
<p>ごみの減量・資源化の取組についての情報収集 （家庭ごみの地区別の排出状況に合わせた細やかな周知啓発）</p>	<p>・分析データを活用した周知啓発</p>
	<p>コミュニティ推進地区単位のごみ排出状況等の分析データを該当地区の懇談会・説明会で具体的に示し、地区の特徴に対応したきめ細やかな周知啓発を実施します。</p> <p>平成30年度の実績に基づき整理した5つの類型（タイプ）ごとに、効果が見込まれる取組について、該当地区のきれいなまち推進員・町内会・自治会役員等と連携して周知を行い、地域の住民の実践行動につなげます。</p> <p>また、広報もりおか等を活用し、分析データ及び取組内容について、広く市民にお知らせし、市民の実践行動につなげます。</p>
<p>食品ロス削減に向けた取組の推進</p>	<p>10月の「食品ロス削減月間」に合わせて、「もったいない」意識の醸成に向けた啓発活動を実施します。</p> <p>また、「食品ロスダイアリー」を用いて、食品ロスを金額換算などで具体的に示し、食品の「もったいない」と金銭的な「もったいない」を併せて周知することや、毎週日曜日を「冷蔵庫お片付けデー」とし、食品の「使い切り」による未利用食品の廃棄削減手法について周知を行い、市民の実践行動につなげます。</p> <p>さらに、未利用食品の有効利用を促進するため、フードドライブを関係団体等と連携し実施します。</p>

イ 事業系ごみ

施策等	取組内容
資源化可能な事業系古紙の焼却施設への搬入規制	令和2年度から新たに開始した盛岡市クリーンセンターでの事業系古紙の搬入規制については、搬入物調査等により実態把握を行い、搬入規制の効果の検証を実施します。
適正に分別されていない事業系ごみ（産業廃棄物）の搬入規制	盛岡市クリーンセンター及びリサイクルセンターでの産業廃棄物の搬入監視体制を強化し、資源化可能な事業系古紙や産業廃棄物の搬入が確認された場合は、収集運搬業者へ聞き取り及び持ち帰り指導をします。また、排出事業者に対する訪問指導などにより、排出状況の改善を図ります。指導の際は、事業者向け分別辞典を活用するなど、分かりやすい説明となるよう留意します。
食品ロス削減に向けた取組の推進	<p>県が実施する「もったいない・いわて☆食べきり協力店制度」等を中心に、「3010運動」の取組により、外食時の食品ロスの削減を推進します。</p> <p>また、賞味期限切れ等により廃棄される食品の削減を目的に、市内小売店等と協力し「手前どり」の呼び掛けを実施します。</p>

(2) その他の施策（令和 8 年度）

ア 市民・事業者・市の協働による循環型社会づくり

(ア) 啓発活動・環境学習の充実

施策等	取組内容
訪問による啓発の実施	各地域において、ごみの分別・減量に関する懇談会を開催するほか、幼稚園や保育園、学校等への訪問啓発を実施するなど、年齢層に応じた周知・啓発を行います。
教材やイベントを活用した環境学習の充実	小学生向けの社会科補助教材「ごみとわたしたち」を作成・提供するほか、市のごみ処理施設の見学を積極的に受け入れるとともに、市民参加型の環境イベントや、もりおかエコライフ推進キャンペーン月間などの市民団体と連携した取組を実施します。また、SNSや動画等を活用することで、より幅広い市民に対し、ごみの分別及び減量に関する意識の向上を図ります。

(イ) 各主体との連携によるごみの減量・資源化の推進

施策等	取組内容
ごみ集積場所の管理者との連携による取組の推進	<p>きれいなまち推進員や町内会、自治会等と連携しながら、ごみの減量・資源化の取組を推進します。</p> <p>また、ごみ集積場所やその周辺の衛生的な環境が保持されるよう、市民に対し、正しいごみの分別や適正排出に関する周知・啓発、指導等を行うなど、町内会、自治会等によるごみ集積場所の管理を支援するとともに、事業系ごみが地域のごみ集積場所に排出されている場合は、状況を確認の上、事業者に対して適正に処理を行うように指導します。</p> <p>アパート居住者に対しては、不動産管理会社と協力しながら、ごみの分別や適正排出に関する周知・啓発を継続して行います。</p>
事業者や市民団体との連携による取組の推進	<p>「3R推進月間」に啓発活動を実施するなど、小売業者や市民団体と連携しながら、廃棄物の削減に関する取組を推進します。</p> <p>また、ワンウェイプラスチックの排出抑制など、プラスチックとの賢い付き合い方やプラスチック製容器包装などのリサイクルの推進について、懇談会等を通じ周知啓発を行うとともに、関係団体と連携した清掃活動を展開します。</p>
事業者団体や収集・運搬業者との意見交換	ごみ集積場所の状況の実態把握及びごみ減量行動の提案への材料とするため、各事業者団体、許可業者、資源回収業者等との意見交換や情報交換を継続して行います。

国等の関係機関への働き掛け	岩手県市町村清掃協議会等を通じ、県内の自治体及び他都市と連携を図りながら、(公社)全国都市清掃会議等の関係機関を通じ、国等への働き掛けを行います。
---------------	---------------------------------------------------------------------------

イ ごみの減量・分別の徹底と資源化処理の推進

(ア) ごみの減量・資源化の取組を促す体制づくり

施策等	取組内容
ごみの減量・資源化の取組についての情報収集（事業系ごみの多量排出事業者の取組状況や収集・運搬許可業者の収集運搬状況に基づく周知啓発及び指導）	事業系ごみの搬入物調査を引き続き実施するほか、多量排出事業者の事業系一般廃棄物減量等計画書及び報告書の内容を精査し、計画と実績の乖離がみられる事業者や排出量の増加が顕著な事業者への訪問調査を定期的に行い、直接指導を行います。
手数料の改定や指定袋・有料化の導入などの効果の検証及び検討	令和8年4月及び10月に手数料改定を行うことから、市民及び事業者に適宜周知を行うとともに、改定の効果を検証します。 家庭ごみ有料化の導入によって市民・市場・行政に与える影響や、導入の可能性について調査研究を進めます。 また、「環境省一般廃棄物処理実態調査結果」や「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」等を活用し、ごみ処理状況の他都市比較を行います。
新たな資源化の検討	生ごみ（盛岡・玉山地域）や衣類の資源化方法について、調査・研究を継続して行います。

(イ) 家庭ごみの減量・資源化

施策等	取組内容
市民への分かりやすい情報提供	「資源とごみの分け方・出し方カレンダー」等を作成・配布し、より分かりやすい情報提供に努めます。 また、広報もりおか、市ホームページ、スマートフォン向けアプリ（資源・ごみ分別アプリ）、市政ラジオ、SNSや動画等を活用し、情報発信の充実を図ります。

<p>資源となるものの分別の徹底</p>	<p>資源集団回収については、報奨金を交付するとともに、リヤカーの貸出し、ストックヤードの整備補助等の支援を行います。</p> <p>また、古紙及びプラスチック製容器包装についての店頭回収の活用等について周知・啓発を行うなど、資源化推進のための取組を継続します。</p>
<p>生ごみの減量・資源化の促進</p>	<p>「使いきり」「食べきり」「水きり」の3キリ運動の周知や食品ロス対策を行い、各家庭における生ごみの減量の取組を推進するほか、大型生ごみ処理機（西青山）を活用した地域循環型の生ごみ処理を推進し、市民に対する生ごみ減量、資源化に向けた啓発材料とします。</p>
<p>プラスチックごみの削減に向けた取組の推進</p>	<p>ポイ捨て撲滅、不必要なワンウェイプラスチックの排出抑制や分別回収の徹底などの、プラスチックスマートを推進し、プラスチックごみの削減につながる具体的な取組事例や市内一斉清掃などの取組を広報もりおか、市ホームページ等により市内外に発信していきます。</p> <p>また、トレイやペットボトルの店頭回収など、事業者におけるプラスチックの削減や資源化に関する取組の情報を発信・共有し、プラスチックごみ削減の推進を図ります。</p>

(ウ) 事業系ごみの減量・資源化

<p>施策等</p>	<p>取組内容</p>
<p>適正処理の徹底によるごみの減量・資源化の推進</p>	<p>事業系ごみの適正処理や減量・資源化について、排出傾向に合わせた啓発物やホームページを活用した周知により、事業者や収集運搬業者に対する情報発信を行います。</p>
<p>資源化可能な古紙の資源化の推進</p>	<p>資源化可能な古紙は、品目ごとに分けて資源回収業者へ引き渡すよう、チラシ等を用いて周知します。</p>
<p>生ごみの減量・資源化の促進</p>	<p>「3010運動」や「もったいない・いわて☆食べきり協力店制度」等を活用した外食時の食品ロスの削減に向けた取組を推進します。</p>

ウ 環境と社会に配慮した廃棄物の適正処理の推進

(7) 収集運搬計画

施策等	取組内容
効率的かつ安全で確実な家庭ごみの収集運搬体制	<p>家庭ごみの地区別収集による収集運搬体制の効率化を継続しながら、委託業者に対する業務遂行確認制度を実施し、市民サービスの維持・向上を図ります。</p> <p>また、高齢者や体の不自由な者等に対する支援として実施している「ごみ出しサポート事業」について、利用世帯の支援を行うとともに、都南地域や玉山地域への拡大について検討していきます。</p>
許可業者による適正な収集運搬のための指導	<p>適正な収集運搬のため、許可業者を対象とした研修会を実施するほか、感染症対策等について、環境省からの留意事項・ガイドライン等が示された都度、その内容や事業継続のための取組について、周知を行います。</p> <p>また、不適正な廃棄物を搬入した業者に対して指導を行い、不適正処理の防止を図ります。</p>

(イ) 中間処理計画

施策等	取組内容
焼却処理施設の適正な維持管理と公害対策の継続	<p>計画的・効率的な施設改修による適正な維持管理を行いながら、環境汚染物質に対する日常監視、焼却灰等の放射能濃度の測定及び結果公表等を継続して行います。</p>
資源化処理施設・粗大ごみ処理施設の整備計画の策定及び調査	<p>今後の施設整備の在り方について、検討を進めるとともに、個別施設計画に基づき、施設の老朽化対策を実施します。</p>
一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理	<p>各組合及び構成町と連携しながら、施設の適正な維持管理及び廃棄物の適正処理を推進します。</p>
許可業者による適正な処分のための指導	<p>不適正な処分を行った業者に対して指導を行い、不適正処理の防止を図ります。</p>

(ウ) 最終処分計画

施策等	取組内容
最終処分場の適正な維持管理と新たな施設等の検討	最終処分場の放流水の水質管理及び周辺環境への影響の監視の徹底により、適正な維持管理に努めます。
一部事務組合との連携による適正な維持管理及び処理	各組合及び構成町と連携しながら、施設の適正な維持管理及び廃棄物の適正処理を図ります。

(エ) ごみ処理広域化基本構想を踏まえた施設整備

施策等	取組内容
ごみ処理広域化基本構想を踏まえた施設整備の検討	盛岡広域環境組合及び構成市町と連携しながら、効率的で環境負荷が低減されたごみ処理を目指すため、盛岡広域8市町の既存6施設を集約し、令和14年度の稼働に向けて新しいごみ焼却施設の整備を進めます。

(オ) 災害廃棄物処理体制の強化

施策等	取組内容
災害時における廃棄物の処理	災害発生時は、「盛岡市災害廃棄物処理計画」に基づき、迅速かつ適切な災害廃棄物処理を実施します。
平常時における災害廃棄物対策	平常時においては、職員の適応能力の向上に向けた研修を継続して実施するほか、災害発生時の迅速な対応に資するための対応マニュアル等の作成を進めます。 また、関係機関、関係団体等との連携を推進します。

(カ) 環境美化対策

施策等	取組内容
不法投棄対策のための監視体制の充実	廃棄物不法投棄監視員、廃棄物適正処理指導員、市役所関係課によるパトロール及び監視を行います。 また、警察関係団体との合同パトロールの実施や監視カメラ及び啓発看板の設置により、不法投棄の未然防止に努めます。
ポイ捨て禁止の啓発の継続による環境美化の推進	地域・企業・団体等の清掃活動の支援や、市職員による清掃活動の実践のほか、人通りの多い交差点の歩道や駅前等に敷設する「ポイ捨て禁止啓発シール」により、環境美化意識の啓発を実施します。

第3章 生活排水処理実施計画

1 公共下水道等の整備及び普及

公共下水道整備計画、農業集落排水処理施設整備計画及び合併処理浄化槽整備計画に定めるとおりとします。

2 し尿等の発生量の見込

令和8年度の上尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の発生量の見込は、次のとおりとします。

※ 数値の四捨五入により、内数と合計が一致しない場合がある。

区分	盛岡地域	都南地域	玉山地域	計
し尿	5,684 kℓ	3,560 kℓ	3,331 kℓ	12,575 kℓ
浄化槽汚泥	2,916 kℓ	3,314 kℓ	1,795 kℓ	8,025 kℓ
計	8,600 kℓ	6,874 kℓ	5,126 kℓ	20,599 kℓ

3 し尿等の収集運搬計画

市内各地域におけるし尿等の収集運搬方法及び処理計画量は、次のとおりとします。

■ 盛岡地域

区分	収集運搬方法	処理計画量
し尿	許可業者 ^注 が収集運搬する。	5,684 kℓ
浄化槽汚泥	許可業者 ^注 が収集運搬する。	2,916 kℓ

注 盛岡地区衛生処理組合が許可する一般廃棄物（し尿等）収集運搬業者

■ 都南地域

区分	収集運搬方法	処理計画量
し尿	許可業者 ^注 が収集運搬する。	3,560 kℓ
浄化槽汚泥	許可業者 ^注 が収集運搬する。	3,314 kℓ

注 盛岡地区衛生処理組合が許可する一般廃棄物（し尿等）収集運搬業者

■ 玉山地域

区分	収集運搬方法	処理計画量
し尿	委託業者 ^注 が収集運搬する。	3,331 kℓ
浄化槽汚泥	委託業者 ^注 が収集運搬する。	1,795 kℓ

注 盛岡北部行政事務組合が委託する一般廃棄物（し尿等）収集運搬業者

備考 玉山地域のし尿等の収集運搬は、盛岡北部行政事務組合が主体となり実施する。

4 中間処理計画

(1) し尿等の中間処理計画量について

市内各地域におけるし尿等の中間処理計画量等は、次のとおりとします。

■ 盛岡地域及び都南地域

施設名	所在地	処理形式	処理能力	処理計画量
盛岡地区衛生処理組合 滝沢処理センター 第1処理棟	滝沢市大 崎94番地 194	標準脱窒素処理方式+高度処理	100kℓ/24h (し尿70kℓ/日、浄化槽 汚泥30kℓ/日)	15,474 kℓ
盛岡地区衛生処理組合 滝沢処理センター 第2処理棟		(水処理) 膜分離高負荷脱窒素処 理方式+高度処理 (資源化) 油温減圧乾燥処理方式	70kℓ/24h (し尿50kℓ/日、浄化槽 汚泥20kℓ/日、資源化 170kℓ/日)	

■ 玉山地域

施設名	所在地	処理形式	処理能力	処理計画量
盛岡北部行政事務 組合 北岩手環境衛生セ ンター	八幡平市 平館第27 地割49番 地	し尿処理施設 二段活性汚泥処理	し尿 100kℓ/日	5,126 kℓ
		浄化槽汚泥処理施設 浄化槽汚泥専用処理方式 +汚泥焼却設備	浄化槽汚泥 45kℓ/日	

(2) し尿等の処理残渣の処分について

盛岡地区衛生処理組合滝沢処理センターから生じるし尿等処理残渣は、同組合が一般廃棄物処理業者に委託し、焼却処分するものとします。また、盛岡北部行政事務組合から生じるし尿等処理残渣は、同組合の汚泥焼却設備で焼却処分するものとします。

5 その他

(1) し尿等の適正な収集運搬体制の維持・確保

市民の快適で衛生的な生活環境の維持・向上に資することを目的として、し尿等を将来にわたって適正かつ安定的に処理するための体制づくりを進めます。

(2) 一部事務組合との連携による適正な施設の維持管理及び処理

各組合及び組合構成市町と連携しながら、処理施設を適正に維持管理し、し尿等の適正処理を推進します。